

会社法

組織再編時の従業員意見の開示は見送り

会社法制部会、迅速な組織再編等の実現が困難などの反対意見が多数

要約

- 会社法改正の議論では、組織再編等を行う場合、従業員からの意見を開示するか否かが論点に。
- 中間試案に寄せられた意見では、迅速な組織再編等の実現を困難にするおそれがあるなど、反対意見が多数。
- 要望していた連合が実質的に議論から降りる。従業員開示は会社法改正案に盛り込まれない方向。

民主党政権となって検討が開始された法制審議会会社法制部会（部会長：岩原紳作 東京大学教授）には日本労働組合総連合会出身の委員も就任。象徴的ともいえる検討事項の1つが組織再編等を行う場合の従業員の意見の開示だ。

「会社法制の見直しに関する中間試案」では、株式会社、合併等の組織再編や事業譲渡をする場合における株主の意思決定に際しての判断材料とするため、当該組織再編等の後の事業計画を従業員に通知したうえで、従業員から意見を聴取し、当該意見を株主の閲覧に供する手続を設けることが望ましいとの意見が連合から出されている。

これを踏まえ、中間試案では、「株式会社が組織再編等をする場合に、従業員の意見等を開示するものとするかどうかについて、なお検討することとしている。」とし

て盛り込まれていたものである。

しかし、中間試案に対しては、組織再編等が企業価値に与える影響を株主が知り得ることになるとの理由から賛成意見が一部にあったものの、寄せられた意見の大部分は、①迅速な組織再編等の実現を困難にするおそれがある、②会社を取り巻く様々な利害関係人のうち従業員についてのみ、その意見等を開示する手続を設ける根拠が十分ではないなどの理由から反対するものだったようだ。また、会社法制部会では、経営者が従業員に対して十分な説明を行えばよいとの意見もあったようだ。

3月21日に開催された会社法制部会の議事録によれば、連合の川島千裕委員から、「組織再編等に関して関与しているのは、なぜ、株主、経営者、債権者の三者のみなのか」という問題意識を持っているとしながらも、これまでの議論経過を踏まえて部会長や事務局（法務省）に一定の方向性が出た場合にはこれに従うとの意見を述べており、実質的に議論から降りた格好となっている。

この発言を受け、岩原部会長も組織再編等を行う場合の従業員の意見の開示を行うことについては「慎重論のほうが強かった」とし、同制度は設けない方向で検討が進められることになっている。